

相双地域からの住民避難対策について

1 相双地域からの避難住民について

3/14（月）8:00 現在 避難者総数 185名 （詳細別紙）

2 避難者受入の対応

(1) 福島県の対応

- ① 県職員6名避難所応援
- ② 役割等は未定

(2) 伊達市の対応

ア 避難場所の提供

- ① 柱沢公民館 定数 80人 受入数 68人 (△9名移転) (受付終了)
- ② 霊山中央公民館 定数150人 受入数117人
- ③ 霊山体育館 定数500人
- ④ 伊達体育館 定数300人

イ 避難者救護活動

- ・避難所での生活に関し、十分配慮する。
- ・健康状態の把握に努める。
- ・生活必需品（特に乳幼児、高齢者への配慮）の提供に努める。

ウ 避難施設設置運営の対応

- ・地域防災計画により対応する
- ・役割分担の徹底

(3) その他

ア 職員の防護服について

- ・簡易防護服の着用 →
- ・受付時の留意事項の作成（健康状態等 健康福祉部）

イ 事後処理対応

- ・相双地域「避難者数」報告マニュアルにより避難者数の把握（名簿も作成）
- ・避難所、避難者名簿を共有フォルダに掲載し、情報を共有する

ウ 避難住民への「お知らせ」（別添）

エ 前日会議の内容確認（別添）

優先 順位	施設名	収容可能 人数	受入人数								備考
			3/13		3/14	3/15	3/16	3/17	3/18	3/19	
			16:00	16:50	20:00						
1	柱沢公民館	80	53	77	68						受入終了
2	霊山中央公民館	150	55	84	117						
3	霊山体育館	500									
4	伊達体育館	300									
合計		1,030	108	161	185	0	0	0	0	0	

「市町村別：人数」

市町名	3/13	3/14	3/15	3/16	3/17	3/18	3/19	備考
相馬市	10	11						
南相馬市	93	125						
田村市								
富岡町								
榑葉町								
大熊町		1						
双葉町								
浪江町	38	47						
広野町								
その他	1	1						県外等
未整理	19	0						名簿整理後受入者
合計	161	185	0	0	0	0	0	

平成23年3月14日

相双地域「避難者数」報告マニュアル

相双地域からの避難者の救援活動を円滑に行うため、以下の対応を行う。

① 各避難所の管理者は受付名簿を管理する。

- ・名簿記入時に、お知らせ「相双地域からの避難者の皆様へ」を配布してください。(3/14 午後1時から報告開始)

- ・受付名簿は必ず記入をお願いしてください。

※名簿は公表することを前提としています。

② 1時間ごと(AM6:00～PM10:00)に名簿登録者数を対策本部に電話連絡する。

- ・報告用様式で整理してください。

※避難元の市町村別に人数をまとめて報告してください。

③ 名簿のコピーは翌日AM9:00までFAX等で提出する。

FAX 番号 5 7 5 - 2 5 7 0

報告あて先 相双地域避難者対策本部

相双地域住民避難者受付簿

避難施設名:

番号	氏名	年齢	住所	連絡先	学校名・学年 (学生のみ)	備考(移動手段等)
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

相双地域からの避難者のみなさまへ

- ① 避難者名簿に記入してください。
- ② 体調不良等がありましたら申し出てください。
- ③ 避難所管理者の指示に従ってください。
- ④ 放射線量検査機材を調達中です。届きしだい、福島県地域防災計画により「放射線物質の付着の検査」を実施しなければなりませんので、ご協力をお願いします。
- ④ その他不明な点がございましたら避難所の係員にお問い合わせください。

平成23年3月

伊達市災害対策本部

相双地域からの避難住民について

3月14日(月) 午前7時現在 (別紙)

第8回災害対策本部会議(2011.3.13) 相双地域から住民避難対策(修正・検討事項等)

1 4-(3)-アの内容確認

市民への避難住民への対応

*お知らせ版の発行スケジュールの確認(発行日=4月14日)

*締め切り(3月22日)までに「原稿」作成し確認をもらう(後日)

2 避難者数報告マニュアル(修正=別紙)

②に、市町村別人数を入れること(報告用様式作成済)

様式に記入整理し電話で報告する。

マニュアルに報告先(FAX番号・送信先)を追加

3 受入施設一覧(優先順位) ※第9回本部会議決定後に周知

① 受入施設の優先順位を職員に徹底すること(新着情報で周知する)

② 収容可能人員=実態に即していない(1人当たり2㎡で計算)

実態(柱沢公民館の例)を参考に、下記の基準で再計算

・柱沢公民館=収容可能人数は200人であるが、80人で満杯

・1人あたり7㎡で計算する。体育館は2倍。共有スペース含むとする。

③ 保原市民センターの27名は、指定施設に移動を依頼する(避難所担当者)

(避難者の安否確認等を円滑にするため)

④ 受入状況の提供(共有フォルダに状況をアップする)・・・(様式別紙)

※職員全体で情報を共有するため

⑤ 毛布等が不足している・・・市民に提供を呼びかける(消防担当で行うこと)

⑥ 子供の心のケアが必要(県と協議する 3月14日月曜日に行う)

4 相双地域からの避難者のみなさんへ

資料を修正(別紙)

5 受付名簿

年齢を追加・学校名に「学年」を追加

※ この様式を使用していない場合は、使用している名簿に「学校名・学年」を聞き取り追加記入すること。

※ 3月14日(月) 午後からは、この様式を使用すること。